

提案50

この修正案は、2025–2026年の定例会期の下院憲法改正案8号（決議セクション156章、2025年の法律）によって提案されており、California州憲法の特定のセクションを追加するものです。そのため、新しく追加が提案されている規定は、新規であることを示すため斜体字で示されています。

提案された第XXI条項の修正案

第1条—本措置は、「選挙不正対応法」として知られ、引用されるものとします。

第2条—California州民は、以下のすべてを確認し、宣言します。

(a) Donald Trump大統領は、共和党主導の州に対し、投票が始まる前に、2026年の米国中間選挙を不正に操作するために、前例のない10年の中間選挙区割りの再編成を行うよう呼びかけました。

(b) Texas州は、共和党に不当な優位をもたらすよう、連邦下院議会選挙区の地図を再設定するための特別議会を招集しました。

(c) Florida州議会は、共和党に不当な優位をもたらすよう、10年の中間選挙区割りを推進するための特別委員会を設立しました。

(d) 共和党は、Ohio州に対し、10年の中間選挙区割りを実施し、連邦議会における共和党の議席数を不当に増やすよう要請しています。

(e) Indiana州、Missouri州、二New Hampshire州、Nebraska州、South Carolina州の共和党関係当局者も、Trump大統領が求める議会選挙区の任期途中再区割りによる共和党への不当な優位性付与を検討中です。

(f) Trump大統領と共和党は、有権者の投票結果にかかわらず、2026年米国中間選挙の結果を操作するために、選挙区再編を通じて十分な議席を獲得しようとしています。

(g) Trump大統領の選挙操作計画は、私たちの民主主義にとって緊急事態です。

(h) 2026年米国中間選挙は、Trump大統領の危険な政策に対する重要な抑制と均衡を国民が実現する唯一の機会です。

(i) California州は、公平で独立した超党派的な選挙区再編成において、長年にわたり全米をリードしてきました。

(j) California州は、他の全ての州に対し、公平かつ中立的な選挙区画定への取り組みを要請します。

(k) California州には民主主義を守る責務があります。

(l) 2026年の米国議会中間選挙は、共和党に極端かつ不公平な優位性をもたらすことなく、公平な条件下で実施されなければなりません。

(m) California州民こそが、Trump大統領の選挙不正工作に対処するため、一時的な連邦下院議会選挙区の地図を承認する権限を持つべきであり、政治家ではありません。

(n) 州民の意図は、共和党主導の州が脅威を与える党派的な選挙区画定（ジェリマンダリング）を中和しつつ、全てのコミュニティの公正な代表性を損なわないよう、California州の暫定区画定案を設計することにあります。

第3条—第XXI条項セクション4は次のように修正されます：

セクション4 (a) California州の方針は、公正で独立した超党派の選挙区再編成委員会の全国的な活用を支援することです。California州民は、合衆国議会に対し、公正で独立した超党派の選挙区再編成委員会の全国的な活用を義務付ける連邦法を通過させ、合衆国憲法改正案を提案するよう求めます。

(b) 2025年のTexas 州の連邦下院議会選挙区の再編に応じて、本憲法または既存の法律のその他の規定にかかわらず、選挙法第21部の第5章（第21400条から始まる）の要件に従って2025～2026年通常会期の議会法案604に反映されている連邦議会の小選挙区は、この小区分が効力を持つ日以降、かつ、小項目 (d) に従って市民区画再編委員会によって描かれた新しい連邦議会の境界線が認証される前に始まる任期のすべての連邦議会選挙に暫定的に使用されるものとします。

(c) (1) 司法長官は、小項目 (b) に基づき採択された連邦下院議会選挙区の地図を巡る訴訟を防御する唯一の法的立場を有します。

(2) California州最高裁判所は、小項目 (b) に基づき採択された連邦下院議会選挙区の地図が争われる全ての手続において、第一審及び専属管轄権を有します。

(d) セクション1に基づき設置された市民区割り委員会は、セクション2に定める基準及び手続きに従い、2031年及びその後セクション1に規定する通り10年ごとに、連邦議会選挙区、州上院選挙区、州下院選挙区及び平等化委員会選挙区の境界線を調整し続けるものとします。

第4条—本措置の規定は分離可能です。本措置のいかなる部分、セクション、小項目、項、条項、文、フレーズ、単語、または適用が、いかなる管轄権を有する裁判所の決定により無効とされた場合、その決定は本措置の残りの部分の効力に影響を与えません。立法府はここに、本措置を提案したであろうことを宣言し、有権者はここに、本措置を採択したであろうことを宣言します。本措置及びその一切の部分、条項、小項目、段落、句、文、語句、適用は、本措置の一部または本措置の適用が後に無効と宣言される可能性があるか否かにかかわらず、無効または違憲と宣言されない限り、有効であるものとします。